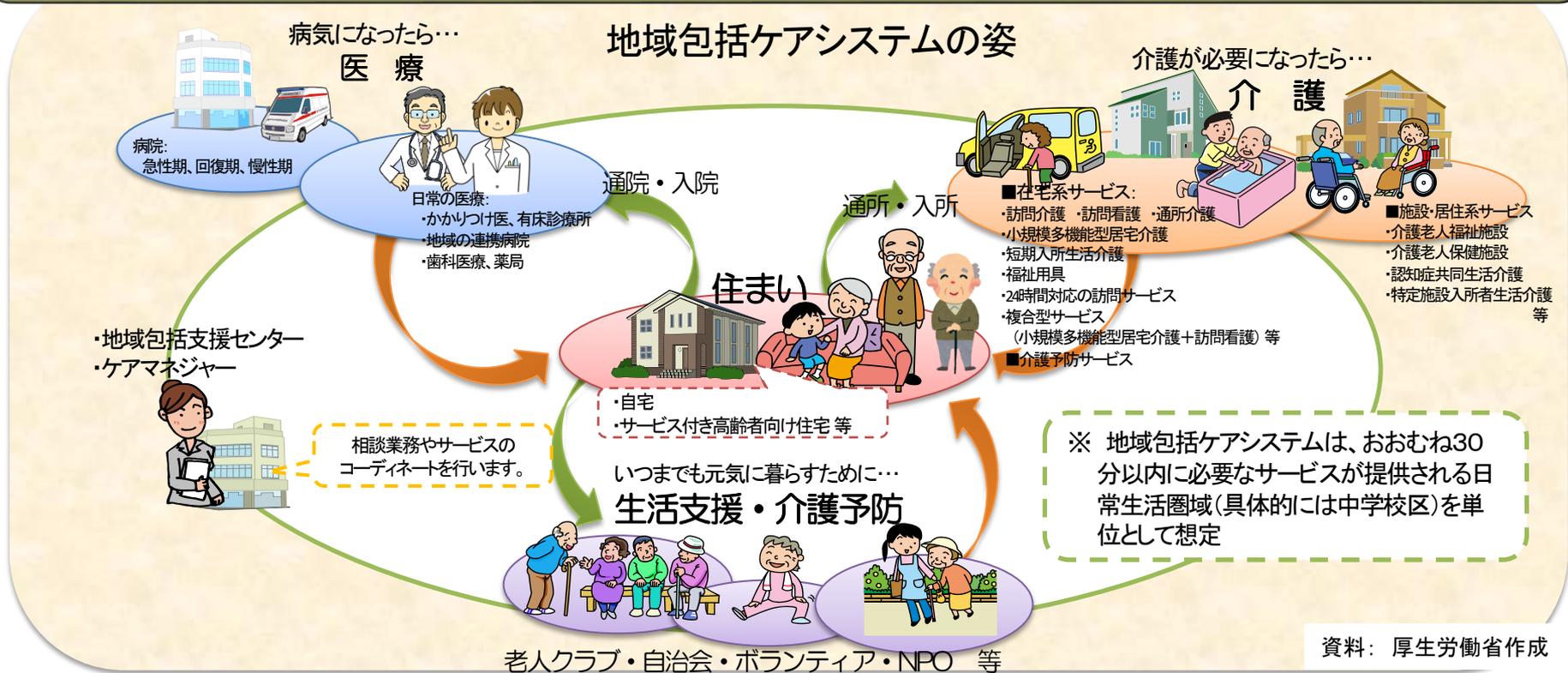


# 地域包括ケアシステムの構築

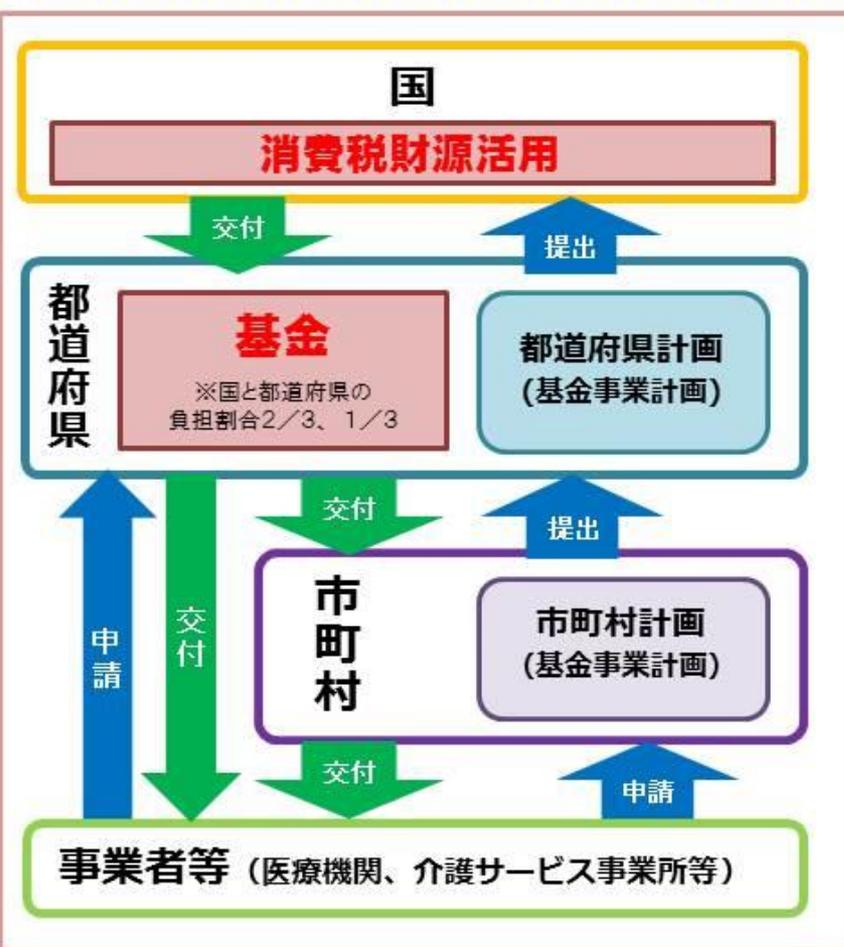
- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**



# 地域包括ケアシステムの構築

## 地域医療介護総合確保基金

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
- このため、消費税増収分を活用した新たな財政支援制度(地域医療介護総合確保基金)を創設し、各都道府県に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。



### 都道府県計画及び市町村計画 (基金事業計画)

- **基金に関する基本的事項**
  - ・公正かつ透明なプロセスの確保(関係者の意見を反映させる仕組みの整備)
  - ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
  - ・診療報酬・介護報酬等との役割分担
- **都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項**  
医療介護総合確保区域の設定※1 / 目標と計画期間(原則1年間) / 事業の内容、費用の額等 / 事業の評価方法※2
  - ※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏域を念頭に設定。
  - ※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施。国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用
- 都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成

### 地域医療介護総合確保基金の対象事業

- 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業(※)
- 2 居宅等における医療の提供に関する事業(※)
- 3 介護施設等の整備に関する事業(地域密着型サービス等)
- 4 医療従事者の確保に関する事業(※)
- 5 介護従事者の確保に関する事業

※ 基金の対象事業は、平成26年度は医療を対象として1、2、4を、平成27年度以降は介護を含めて全ての事業とする。

## 在宅医療・介護連携推進事業（介護保険の地域支援事業、平成27年度～）

- 在宅医療・介護の連携推進については、これまで医政局施策の在宅医療連携拠点事業（平成23・24年度）、在宅医療推進事業（平成25年度～）により一定の成果。それを踏まえ、介護保険法の中で制度化。
- 介護保険法の地域支援事業に位置づけ、市区町村が主体となり、郡市区医師会等と連携しつつ取り組む。
- 実施可能な市区町村は平成27年4月から取組を開始し、平成30年4月には全ての市区町村で実施。
- 各市区町村は、原則として（ア）～（ク）の全ての事業項目を実施。
- 事業項目の一部を郡市区医師会等（地域の中核的医療機関や他の団体を含む）に委託することも可能。
- 都道府県・保健所は、市区町村と都道府県医師会等の関係団体、病院等との協議の支援や、都道府県レベルでの研修等により支援。国は、事業実施関連の資料や事例集の整備等により支援するとともに、都道府県を通じて実施状況を把握。

## ○事業項目と取組例

## （ア）地域の医療・介護の資源の把握

- ◆ 地域の医療機関の分布、医療機能を把握し、リスト・マップ化
- ◆ 必要に応じて、連携に有用な項目（在宅医療の取組状況、医師の相談対応が可能な日時等）を調査
- ◆ 結果を関係者間で共有



## （エ）医療・介護関係者の情報共有の支援

- ◆ 情報共有シート、地域連携パス等の活用により、医療・介護関係者の情報共有を支援
- ◆ 在宅での看取り、急変時の情報共有にも活用

## （キ）地域住民への普及啓発

- ◆ 地域住民を対象にしたシンポジウム等の開催
- ◆ パンフレット、チラシ、区報、HP等を活用した、在宅医療・介護サービスに関する普及啓発
- ◆ 在宅での看取りについての講演会の開催等



## （イ）在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

- ◆ 地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状を把握し、課題の抽出、対応策を検討

## （オ）在宅医療・介護連携に関する相談支援

- ◆ 医療・介護関係者の連携を支援するコーディネーターの配置等による、在宅医療・介護連携に関する相談窓口の設置・運営により、連携の取組を支援。

## （ウ）切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進

- ◆ 地域の医療・介護関係者の協力を得て、在宅医療・介護サービスの提供体制の構築を推進

## （カ）医療・介護関係者の研修

- ◆ 地域の医療・介護関係者がグループワーク等を通じ、多職種連携の実際を習得
- ◆ 介護職を対象とした医療関連の研修会を開催等

## （ク）在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

- ◆ 同一の二次医療圏内にある市区町村や隣接する市区町村等が連携して、広域連携が必要な事項について検討

# 埼玉県の在宅医療

○本県は2025年までに75歳以上人口は1.5倍となり、医療ニーズが爆発的に増加していくことが見込まれます。高齢化に伴い、通院できない重度の要介護者がますます増加することが見込まれ、在宅医療の充実が求められています。

○病院では、医師や看護師をはじめ必要となる様々な医療スタッフが常駐し、それぞれが密接に協力しながらチームとして入院患者を支えています。

○一方、在宅医療では、こうした医療スタッフが別々の場所で勤務しており、すぐに相互に協力して患者を支えることは難しいため、特に関係する医療スタッフがスムーズに連携・協力できる仕組みを構築することが必要です。



# 埼玉県の在宅医療連携拠点

医療・福祉に精通したスタッフが、在宅医療に関する相談に応じています。

- 退院時に病院等と連携して往診医・訪問診療医や訪問看護師などの関係職種と結びチーム往診で患者を支えます。
- 医療相談に対応し、在宅療養患者や家族の不安を解消します。

## 埼玉県在宅医療提供体制充実支援事業の概要

(1) 高齢単身世帯など同居家族のサポートが期待できない場合でも安心して退院し、在宅療養できる仕組みをつくる。

ア 在宅医療連携拠点の整備(平成28年度目標:30か所 【参考】平成27年度15か所)

- ・県内に30ある郡市医師会などに設置
- ・ケアマネジャー資格を持つ看護師など、福祉にも精通した専門職を配置

【拠点の主な役割】

(ア) 退院時に病院等と連携して往診医や訪問看護師などの関係職種と結び、チーム往診で患者を支える

(イ) 医療相談に対応し、在宅療養患者や家族の不安を解消

(2) 往診医を増やす取組など【医師の負担を軽減】

ア 急変時の入院先確保(平成28年度目標:30地域 【参考】平成27年度15地域)

- ・脱水や肺炎など患者が急変した時の入院先ベッドを地域の病院に確保

イ 往診医登録・患者情報の共有(主治医・副主治医制など)

- ・各往診医の対応可能な処置等を登録・リスト化
- ・往診している患者の情報を在宅医療連携拠点に集約し、関係医療機関等で共有  
⇒ 病院・診療所の連携や主治医副主治医制の構築などに活用

ウ 訪問看護の人材育成 など

- ・訪問看護を行う看護師に対する教育プログラムの作成、研修の実施等

## ● 埼玉県内の在宅医療連携拠点

- ・ [埼玉県内の在宅医療連携拠点一覧\(PDF:137KB\)](#) (平成29年1月21日現在)
- ・ [埼玉県内の地域在宅歯科診療推進拠点\(PDF:296KB\)](#)

# 埼玉版千一△訪問診療による新たな「往診」の仕組み

事業イメージ

訪問歯科診療  
口腔ケアなど

歯科診療所

依頼

調整

在宅歯科医療推進拠点  
(19郡市歯科医師会)

連携・調整

調整依頼

薬事情報センター  
(埼玉県薬剤師会)

調整

地域包括  
支援センター

連携



在宅療養患者

訪問診療、看取り

患者を訪問

介護保険サービス  
(訪問看護・訪問介護など)

連携

都内の病院等

県外の病院からの問合せ  
(退院患者に係る在宅療養の相談)

診療所

調整業務

他の職種との  
連携など

地域ごとの(埼玉版)連携拠点づくり(30か所を想定)

郡市医師会

訪問診療医登録

在宅医療・介護連携拠点・総合相談窓口

(全県に14~30か所) 個々の患者支援を行う(自院以外の退院患者も含む) また、以下の業務も担当する



情報共有



カンファレンス



後方支援  
ベッド



搬送手段充実

具体的な患者支援においては積極的にアウトリーチ

(具体的な援助を通じて課題抽出・多職種連携を進める)

ケアマネジャー  
との連携

退院支援

急変時の対応(入院)

連携

訪問看護ステーション  
連絡協議会

地域の  
病院

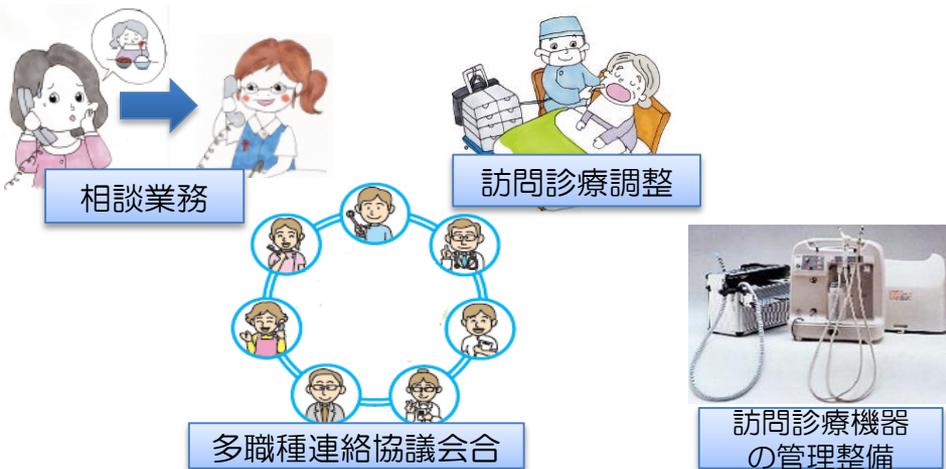


# 地域包括ケアシステムの構築と地域在宅歯科医療推進体制整備事業(イメージ図)

## 1. 在宅歯科医療の実施に係る拠点・支援体制の整備

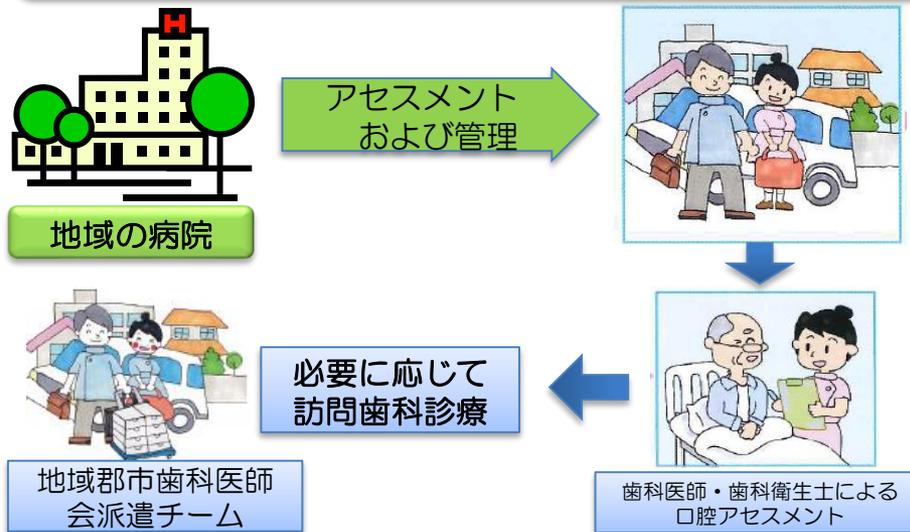
### 在宅歯科医療連携拠点

埼玉県在宅歯科医療推進窓口+19郡市歯科医師会地域拠点(地域窓口)



## 2. 入院患者の歯科保健状況の把握

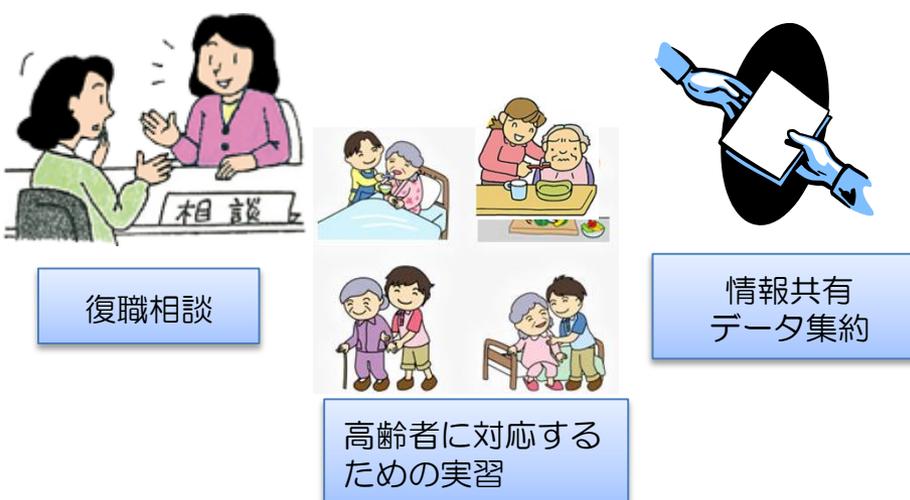
地域病院と連携し、入院患者の口腔アセスメントの実施と入院退院時を含めた切れ目のない歯科医療の提供



## 3. 在宅療養患者等に対する歯科医療を実施するための研修の実施



## 4. 歯科衛生士等の確保対策の推進



# 埼玉県在宅医療連携拠点・在宅歯科医療推進窓口地域拠点 No1.

2017年2月15日現在

在宅歯科医療推進窓口地域拠点・支援窓口		埼玉県在宅医療連携拠点	
郡市歯科医師会 (該当区・市町村)	在宅歯科医療 推進窓口地域拠点	郡市医師会 (該当区・市町村)	在宅医療連携拠点
浦和 (桜区・浦和区・南区・緑区・岩槻区)	さいたま市浦和地区在宅歯科医療推進窓口地域拠点 郡市事務局内 090-1993-8020 さいたま市浦和区常盤6-4-18 浦和区役所保健センター内	浦和 (桜区・浦和区・南区・緑区)	浦和在宅医療支援相談センター 郡市事務局 指定居宅介護支援センター内 048-826-5121
	岩槻地区在宅歯科医療支援窓口 さいたま市岩槻区本町2-10-5 (医)丸山記念総合病院 歯科口腔外科内 080-1026-8020	岩槻 (岩槻区)	岩槻区医療介護連携支援センター 339-0057 さいたま市岩槻区本町2-7-2 訪問看護ステーションいわつき内
川口 (川口市)	川口地区在宅歯科医療推進窓口地域拠点 郡市事務局内 090-4067-8020 川口市上青木西1-20-3 産業文化会館1F	川口市 (川口市)	川口市在宅医療サポートセンター 郡市事務局内 048-229-7670 川口市本町4-1-8 川口センタービル4
大宮 (西区・北区・大宮区・見沼区)	さいたま市大宮地区在宅歯科医療推進窓口地域拠点 郡市事務局内 080-2273-8020 さいたま市大宮区下町3-47	大宮 (西区・北区・大宮区・見沼区)	大宮在宅医療支援センター 郡市事務局内 048-778-7155 さいたま市北区東大成町2-107
川越市 (川越市)	川越市地区在宅歯科医療推進窓口地域拠点 郡市事務局内 080-2233-8020 川越市三久保町18-3 予防歯科センター内	川越市 (川越市)	在宅医療拠点センター 郡市事務局内 049-225-7780 川越市小仙波町2-53-1
熊谷市 (熊谷市)	熊谷市地区在宅歯科医療推進窓口地域拠点 郡市事務局内 080-2184-8020 熊谷市箱田6-4-4	熊谷市 (熊谷市)	熊谷在宅医療支援センター 熊谷市石原3-208 埼玉慈恵病院内 048-521-0321

# 埼玉県在宅医療連携拠点・在宅歯科医療推進窓口地域拠点 No.2.

## 2017年2月15日現在

<b>北足立</b> (鴻巣市・北本市・桶川市・上尾市・伊奈町)	<b>北足立地区在宅歯科医療推進窓口地域拠点</b>  郡市事務局内 080-8434-8020 鴻巣市赤見台1-15-23	<b>北足立郡市</b> (鴻巣市・桶川市・北本市・伊奈町)	<b>鴻巣地区在宅医療連携センター</b>  鴻巣市中央2-1 鴻巣訪問看護ステーション内 048-594-6912
			<b>桶川北本伊奈地区在宅医療連携センター</b>  郡市事務局 桶川北本伊奈地区医師会訪問看護ステーション内 048-501-2085
		<b>上尾</b> (上尾市)	<b>在宅医療連携支援センター</b>  上尾市柏座1-10-10 上尾中央総合病院内080-1334-1530
<b>与野</b> (中央区)	<b>さいたま市与野地区在宅歯科医療推進窓口地域拠点</b>  郡市事務局内 080-8050-8020 さいたま市中央区本町東4-4-3 中央区役所保健センター内	<b>さいたま市与野</b> (中央区)	<b>さいたま市与野医師会与野在宅医療センター</b>  郡市事務局内 080-9980-2715 さいたま市中央区本町東4-4-3 保健センター内
<b>朝霞地区</b> (朝霞市・志木市・新座市・和光市)	<b>朝霞地区在宅歯科医療推進窓口地域拠点</b>  郡市事務局内 080-2334-8020 朝霞市本町1-7-3 朝霞市保健センター内	<b>朝霞地区</b> (朝霞市・志木市・新座市・和光市)	<b>地域包括ケア支援室</b>  和光市南1-23-1 和光市総合福祉会館内 048-465-6575
	<b>新座地区在宅歯科医療支援窓口</b>  新座市道場2-14-4 新座市保健センター内 080-2252-8020		
<b>蕨戸田</b> (蕨市・戸田市)	<b>蕨戸田地区在宅歯科医療推進窓口地域拠点</b>  蕨市中央2-2-9 ワコーワラビマンション203 白根歯科医院内 090-4813-8020	<b>蕨戸田市</b> (蕨市・戸田市)	<b>蕨戸田市在宅医療支援センター</b>  蕨市中央4-9-22 わらびとだ訪問看護ステーション内 048-434-5100

# 埼玉県在宅医療連携拠点・在宅歯科医療推進窓口地域拠点 No3.

2017年2月15日現在

<p><b>入間郡市</b> (飯能市・日高市・狭山市・入間市・坂戸市・鶴ヶ島市・富士見市・ふじみ野市・毛呂山町・越生町・三芳町)</p>	<p><b>飯能・日高地区在宅歯科医療支援窓口</b></p> <p>飯能市双柳373-10 飯能日高歯科医師会内 090-4396-8020</p>	<p><b>飯能地区</b> (飯能市・日高市)</p>	<p><b>在宅医療連携拠点はんのう</b></p> <p>郡市事務局内 042-975-1735 飯能市下加治359</p>
	<p><b>入間郡市地区在宅歯科医療推進窓口地域拠点</b></p> <p>郡市事務局内 080-8857-8020 狭山市狭山台2-28-17</p>	<p><b>狭山市</b> (狭山市)</p>	<p><b>在宅医療支援センター</b></p> <p>郡市事務局内 04-2946-8425 狭山市狭山台3-24</p>
		<p><b>入間地区</b> (入間市・毛呂山町・越生町)</p>	<p><b>入間地区医師会立在宅医療支援センター</b></p> <p>郡市事務局内 04-2966-3201 入間市上藤沢730-1</p>
			<p>(ランチ) <b>毛呂山越生在宅医療相談室</b></p> <p>毛呂山町毛呂本郷38 丸木福祉メディカルセンター内 049-276-1945</p>
		<p><b>坂戸・鶴ヶ島地区在宅歯科医療支援窓口</b></p> <p>坂戸市本町9-5 長峰ビル2F 平沼歯科医院内 090-3096-8020</p>	<p><b>坂戸鶴ヶ島</b> (坂戸市・鶴ヶ島市)</p>
		<p><b>東入間</b> (富士見市・ふじみの市・三芳町)</p>	<p><b>地域医療・介護相談室</b> 356-0038 ふじみ野市駒林元町3-1-20 東入間医師会訪問看護ステーション内</p>
<p><b>所沢市</b> (所沢市)</p>	<p><b>所沢市地区在宅歯科医療推進窓口地域拠点</b></p> <p>郡市事務局内 080-7759-8020 所沢市上安松1224-1 所沢市保健センター内</p>	<p><b>所沢市</b> (所沢市)</p>	<p><b>所沢市医療介護連携支援センター</b></p> <p>所沢市上安松1224-1 保健センター内 04-2902-6104</p>
<p><b>比企郡市</b> (東松山市・吉見町・滑川町・鳩山町・嵐山町・ときがわ町・小川町・川島町・東秩父村)</p>	<p><b>比企郡市地区在宅歯科医療推進窓口地域拠点</b></p> <p>郡市事務局内 080-8443-8020 東松山市材木町2-36 東松山保健センター内</p>	<p><b>比企</b> (東松山市・吉見町・滑川町・鳩山町・嵐山町・ときがわ町・小川町・川島町・東秩父村)</p>	<p><b>在宅医療連携拠点</b></p> <p>郡市事務局内 0493-81-5563 東松山市材木町2-36</p>

# 埼玉県在宅医療連携拠点・在宅歯科医療推進窓口地域拠点 No4.

2017年2月15日現在

<p><b>秩父郡市</b> (秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町)</p>	<p><b>秩父郡市地区在宅歯科医療推進窓口地域拠点</b> 秩父市上影森826-1 倉林歯科クリニック内 080-8729-8020</p>	<p><b>秩父郡市</b> (秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町)</p>	<p><b>ちちぶ在宅医療・介護連携相談室</b> 秩父市桜木町8-9 秩父市立病院内 0494-25-5013</p>
<p><b>本庄市児玉郡</b> (本庄市・美里町・上里町・神川町)</p>	<p><b>本庄市児玉郡地区在宅歯科医療推進窓口地域拠点</b> 本庄市柏1-3-41-B106 080-2164-8020</p>	<p><b>本庄市児玉郡</b> (本庄市・美里町・上里町・神川町)</p>	<p><b>在宅医療連携拠点</b> 郡市事務局内 0495-24-0350 本庄市小島6-8-8</p>
<p><b>大里郡市</b> (深谷市・寄居町)</p>	<p><b>大里郡市地区在宅歯科医療推進窓口地域拠点</b> 深谷市本住町17-1 深谷市保健センター内 080-2085-8020</p>	<p><b>深谷寄居</b> (深谷市・寄居町)</p>	<p><b>深谷寄居在宅医療連携室</b> 366-0033 深谷市国済寺319-3 医師会2階大里広域地域包括支援センター医師会なごみ内</p>
<p><b>北埼玉</b> (加須市・羽生市・行田市)</p>	<p><b>北埼玉地区在宅歯科医療推進窓口地域拠点</b> 行田市富士見町2-17-17 行田中央総合病院内 080-1391-8020</p>	<p><b>北埼玉</b> (加須市・羽生市)</p>	<p><b>北埼玉在宅医療連携室</b> 郡市事務局内 0480-31-6199 加須市馬内441 メディカルセンター内</p>
		<p><b>行田市</b> (行田市)</p>	<p><b>行田市医師会在宅医療支援センター</b> 行田市富士見町2-17-17 行田中央総合病院内 048-553-2003</p>

# 埼玉県在宅医療連携拠点・在宅歯科医療推進窓口地域拠点 No5.

2017年2月15日現在

<p><b>埼 葛</b> (春日部市・久喜市・蓮田市・幸手市・白岡市・草加市・杉戸町・宮代町)</p>	<p><b>春日部地区在宅歯科医療支援窓口</b></p> <p>春日部市南1-1-7 ふれあいキューブ6F 春日部市歯科医師会内 090-2253-8020</p>	<p><b>春日部市</b> (春日部市)</p>	<p><b>春日部市地域包括ケアシステム推進センター</b></p> <p>春日部市緑町6-11-41 048-745-8651</p>
	<p><b>草加地区在宅歯科医療支援窓口</b></p> <p>草加市中央1-5-22 草加市保健センター内 090-2664-8020</p>	<p><b>草加八潮</b> (草加市・八潮市)</p>	<p><b>在宅医療サポートセンター</b></p> <p>郡市事務局内 048-959-9972 草加市中央1-5-22 草加市保健センター</p>
	<p><b>埼葛地区在宅歯科医療推進窓口地域拠点</b></p> <p>郡市事務局内 080-1225-8020 幸手市中1-4-5 大宮歯科医院内</p>	<p><b>南埼玉郡市</b> (久喜市・蓮田市・白岡市・宮代町)</p>	<p><b>在宅医療連携拠点</b></p> <p>郡市事務局内 0480-23-8066 久喜市本町5-3-19</p> <p>※サテライト拠点 048-768-1161 (独立行政法人国立病院機構東埼玉病院内)</p>
		<p><b>北葛北部</b> (幸手市・杉戸町)</p>	<p><b>在宅医療連携拠点 菜のはな</b></p> <p>幸手市吉野517-5 東埼玉総合病院内 0480-40-1311</p>
<p><b>越谷市</b> (越谷市)</p>	<p><b>越谷市地区在宅歯科医療推進窓口地域拠点</b></p> <p>郡市事務局内 090-5764-8020 越谷市東大沢1-12-1 越谷市立保健センター内</p>	<p><b>越谷市</b> (越谷市)</p>	<p><b>越谷市医療と介護の連携窓口</b></p> <p>郡市事務局内 048-940-7701 越谷市東大沢1-12-1 越谷市立保健センター内</p>

# 埼玉県在宅医療連携拠点・在宅歯科医療推進窓口地域拠点 No6.

2017年2月15日現在

<p style="text-align: center;"><b>東埼玉</b> (三郷市・八潮市・吉川市・松伏町)</p>	<p><b>三郷地区在宅歯科医療支援窓口</b></p> <p>三郷市谷口544 (三郷市歯科医師会事務所内) 090-3097-8020</p>	<p style="text-align: center;"><b>三郷</b> (三郷市)</p>	<p>三郷市医在宅医療・介護連携サポートセンター</p> <p>三郷市谷口544 三郷市保健センター分室 048-949-6119</p>
	<p><b>東埼玉地区在宅歯科医療推進窓口地域拠点</b></p> <p>八潮市緑町3-23-2 緑町クリニックビル4F 緑町歯科クリニック内 090-5526-8021</p>	<p style="text-align: center;"><b>草加八潮</b> (草加市・八潮市)</p>	<p><b>在宅医療サポートセンター</b></p> <p>郡市事務局内 048-959-9972 草加市中央1-5-22 草加市保健センター内</p>
	<p><b>吉川地区在宅歯科医療支援窓口</b></p> <p>吉川市関360-1 (医) 敬生会だて歯科クリニック内 090-2308-8020</p>	<p style="text-align: center;"><b>吉川松伏</b> (吉川市・松伏町)</p>	<p style="text-align: center;">調整中</p>

# 地域包括ケアシステムと歯科口腔保健

## 歯・口のことと悩み患う高齢者を 一人も取り残さない社会の構築

1. 外来診療と訪問診療の組み合わせのベストミックス
2. 要介護者の病態・生活・多職種連携等に関する研修体制と人材養成
3. 地域の在宅歯科医療拠点に歯科衛生士の配置，歯科医師の登録
4. 地域単位でチームで要介護者・入院患者へのケア・歯科医療提供
5. 生活支援・介護予防に歯科専門職として参画．地域ケア会議等での専門的助言・情報提供
6. 基盤整備を行う行政・歯科医師会